

# 代替機貸出サービス規約同意書

ゼンスイ株式会社

## 第1条（総則）

代替機貸し出しサービス利用規約(以下「本規約」といいます。)は、ゼンスイ株式会社（以下「当社」といいます。）と申込者(お客様)との契約関係について、その基本的事項を定めるものです。

当社のお客様に対して、本規約に記載する条件にて代替機貸し出しサービス及びこれに基づくサービス(以下、このサービスを総称して「サービス」といいます。)を提供します。

当社のお客様の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更できるものとします。この場合、サービスに関する全ての条件は変更後の規約によるものとします。なお、本規約の変更は、当社ホームページ上に表示した時点で効力を生じるものとします。

## 第2条（契約成立）

お客様は、本規約の内容を確認し承諾の上、当社の定める所定の手続きに従って、当社に対しサービス利用の申込を行うものとします。

お客様からの申込み（専用フォーム、FAX）に対して、当社がこれを承諾した時に成立するものとします。但し、事由の如何にかかわらず、利用契約の申込を承諾しない場合もあります。

## 第3条（利用条件）

- 1.当社クーラー商品をご使用のお客様が修理期間中に限りご利用できます。
- 2.契約が成立したお客様のみを対象として代替機の使用を許可するものであり第三者への転貸等は禁止します。違反した場合、用法違反として直ちに返還を求めます。
- 3.代替機の数に限りがありますため、貸出日・貸出機種のご希望にそえない場合があります。
- 4.代替機は正常な動作を確認した機械を発送いたしますが、運送中のトラブルや機械トラブルにより正常な動作が行われない場合もございます。万一、不具合が発見された場合は、ただちに当社までご連絡下さい。この場合、当社は代替品を再送させていただきます。事前の連絡がなく返却時に故障などが発覚した場合には、修理代金の請求や商品代金を請求させて頂く場合があります。また代替機の引渡しが遅れる事により生じたいかなる損害についても、一切当社は損害賠償いたしません。
- 5.代替機サービスで発生する送料はお客様負担となります。但し、保証期間内で無償修理に該当する場合は当社負担となります。
- 6.当社がお客様負担の送料を立て替えた場合、代引き便または指定口座へお支払いいただきます。

7.代替機がお客様へ到着後は下記の発送期限に従い速やかに修理品の発送、代替機の返却を行ってください。発送期限を過ぎても発送されない場合には、遅延損害金として1日あたり TEGARU・ZR は 2,000 円、ZC は 3,000 円、その他は 4,000 円をご請求いたします。

(1)代替機到着⇒3日以内に修理品発送

(2)修理完了品到着⇒3日以内に代替機返送

ご都合により期限を超過する場合は、必ず 弊社へ事前にご相談ください。

8.お客様の都合により、3日以上代替機をお受け取りになれなかった場合は契約を解除させていただく場合があります。また、お客様の都合により代替機をお受け取りにならずに宅配業者の再配送期間が経過したことに伴い代替機が弊社に返送された場合には、発生した送料をご請求いたします。

9.代替機の分解、改造を行わないでください。

#### 第4条（免責及び損害賠償）

1.第3条4項の場合や、天災地変、輸送機関の事故、その他当社の責に帰することができない事由により、代替機の引渡しが遅れ、または引渡しが不能となった場合、当社はその責任を負わないものとします。

2.お客様の代替機の使用に起因して、お客様及び第三者に損害が生じた場合につきましても、お客様の責任において処理し、この場合当社はその責任を負わないものとします。なお、代替機の不具合等に起因してお客様または第三者に生じた直接的または間接的に生じたいかなる損害についても一切当社は損害賠償いたしません。

3.本規約に明記するほか、お客様が本サービスに関連して、故意又は過失によって弊社に損害を与えた場合は、相応の責任並びに債務を負うものとします。

#### 第5条（謝絶）

当社は、次の場合にはサービスをお断りし、申込を承諾しないものとします。また、サービス期間中であっても、サービスの継続をお断りし、契約を解除するものとします。2項では警察へ通報を行う場合もあります。

1.お客様または代理人もしくは同伴者（以下「お客様等」といいます。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）の構成員または関係者であると判明したとき

2.お客様等が当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的要求行為を行い、或いは合理的範囲を超える負担を要求したとき、または暴力的行為または暴力的言辞（粗野または乱暴な言動を含む。）を用いたとき、或いは風説を流布し、もしくは偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき

#### 第6条（契約解除）

お客様が、前条によりサービスの権利を失ったときは、サービス期間中であっても、当社は、何らの通知催告を要せず、その契約を解除できるものとします。この場合、お客様は商品を使用することはできませんので、代替機を直ちに当社へ返却するものとします。

万一、お客様が代替機を返却しない場合、また、当社からの電話、郵便送達等通信手段で連絡困難な場合は、相応の責任並びに債務を負うものとします。

#### 第7条（紛争の解決）

当社とお客様の間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社または営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

チェック 上記規約に同意の上で、利用を申し込みます。

年 月 日

住所

電話番号

氏名または法人名